

## 議題第 1 号 社会資本総合整備計画の事後評価について

### 1 社会資本総合整備計画の概要について

公共下水道事業において、管渠や処理場施設の建設及び改築更新等の財源は国費である「社会資本整備総合交付金」を活用しています。

社会資本整備総合交付金制度は平成 22 年度から開始され、補助金の交付を受ける場合は社会資本総合整備計画（以下、「計画書」という。）を策定し、国に提出しなければなりません。

当市においても平成 30 年度から令和 3 年度までの 4 年間に事業期間とする計画書を提出し、補助金の交付を受け事業を行いました。

#### 【当市の社会資本総合整備計画】

- ・ 計画の名称 : きれいな海へのみずの道しるべ（防災・安全）
- ・ 計画の期間 : 平成 30 年度から令和 3 年度（4 年間）
- ・ 全体事業費 : 112 百万円（計画事業 135 百万円）

### 2 社会資本総合整備計画の事後評価について

社会資本整備総合交付金交付要領では、地方公共団体等は補助金の交付期間終了後に計画書の目標の実現状況等について評価を行い、これを公表するとともに、国土交通大臣に報告することとされています。

また、事後評価は、評価の透明性、客観性及び公正さを確保することとされています。

評価結果については、本審議会後、国に提出するとともに、市のホームページに掲載することとしています。

### 3 目標値の達成状況について

計画の成果目標（定量的指標）

<目標 1>

大船渡浄化センター水処理施設第 1 系列反応タンクの耐震性能保有率を 0 %（H30）から 100 %（H31）にする。

<実績 1>

計画通り事業実施を行い、耐震性能保有率を 100 %（H31）とした。

<目標 2>

腐食の著しい水処理施設の場内管きょ設備の改築達成度を 0 %（H31）から 100 %（R3）に増加させる。

<実績 2>

計画通り事業実施を行い、改築達成度を 100 %（R3）とした。

### 4 評価結果について

水処理施設反応タンクの耐震性能保有率、処理場内管きょ改築率ともに計画通り達成することができました。

今後も適時適切な補強工事、改築工事及び維持管理を行うことで、施設の長寿命化を図るとともに、安全・安心・快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造します。

※評価結果の詳細は、別紙「社会資本総合整備計画事後評価書」のとおりです。